

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 25 日現在

機関番号：32623

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530684

研究課題名(和文) 体制転換からEU統合へ至る移行期の東欧におけるメディア環境の変容

研究課題名(英文) The Transition of East European Media

研究代表者

清水 真 (SHIMIZU, Makoto)

昭和女子大学・人間社会学部・准教授

研究者番号：30386445

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円、(間接経費) 630,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、旧東欧社会主義国のメディア変容について、1)メディア秩序を巡る国際的論議についての検討、2) EUによるメディア政策の考察、3)社会主義システムの残存から生じる諸問題の考察：チェコとセルビアの比較、などのテーマに関して、文献研究および旧社会主義国にインタビューに基づいて、社会主義体制の崩壊からEU統合へ至る過程について総体的に考察した。社会主義に基づくメディア・システムは、東欧各国がEU加盟を果たした後も影響を及ぼしている。

研究成果の概要(英文)：This research deals with the transition of East European media. Main interests are as follows, 1) Rethinking Debates on Global Communication. 2) EU Media Policy and the adaption by the applicant countries. 3) Similarity and differences of problems to be solved, comparing Czech and Serbia. Legacies of Socialist Media System are still observed, even after East European countries succeeded in being members of EU. Both Literature Review and interviews in some former socialist countries, including Czech, Serbia, Bosnia and Inner Mongolian and etc. were conducted.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：メディア 社会主義 公共圏 公共圏 EU

1. 研究開始当初の背景

グローバル・コミュニケーション研究は、事例として、戦争や紛争、政治・外交的摩擦の表出とメディアの関わり(天安門事件や湾岸戦争、旧ユーゴスラヴィア紛争、さらに9・11事件など)を取り上げることが多いのだが、分析が断片的かつ状況的なものにならざるを得ない。市井の人々が世界をどのように理解して賢明な判断をすれば良いのかという、社会の要請に応えられていない現状がある。しかし、本研究の対象となるEU東方拡大政策の経験は、グローバル化時代を象徴し、社会変動とマス・コミュニケーションとの関わりを検証できる有用な事例である。

1989年に東欧で体制転換が生じた際、西側から浸透する衛星放送の影響力が強調された。国境を越えるコミュニケーション活動を考察する際に、湾岸戦争時の情報統制という負の側面に対し、民主化の促進という正の側面を支持する根拠となった。しかしこの理解にはメディア環境に関する致命的な誤謬が含まれている。1980年代以降の社会主義におけるメディア状況は、マスコミ論が提示して来た従来の枠組(シーバート他(1956)『マス・コミの自由に関する四理論』など)では捉えられないものとなり(清水真(2002)「東欧旧社会主義国における国営テレビの変容～チェコ・スロヴァキアの事例を中心に～」など)、大幅な修正が必要である。またこの地域では社会主義体制崩壊後に、表現の自由とメディアの活動に関わる様々な混乱が噴出した。東方拡大でEU加盟を果たした多くの旧社会主義では、EUが求める課題をクリアしてその一員になったとはいえ、社会主義時代に醸成された独特なメディア観が色濃く残り、そこではマス・メディアの大きな影響力が憂慮されている。狭量なナショナリズムの要因の一つとして挙げられる場合もある。

ところで、情報のグローバル化の進行は世界中で遍く均等に進展しているのではなく、主たる推進力も地域によって様々に異なっている。例えば東アジアにおけるマス・コミュニケーション環境の変容は、大衆文化のグローバル化市場において、広告を財源とする商業メディアが躍動的な展開を示し、しかしその展開は、韓流に象徴される“国家の文化産業政策”に大きく依存している。そうした文脈を正確に捉えて、国際コミュニケーション研究においても、制度的・法的枠組みを検討する「制度的アプローチ」と、諸制度の有機的関連づけによる効果の向上を図る「機能的アプローチ」の統合を図る必要がある。ヨーロッパ諸国が多国間協議で築き上げた経験は、他地域特に東アジアでも必要不可欠になっている。

2. 研究の目的

本研究の目的は、ヨーロッパにおけるメディア環境の変容を、東欧の旧社会主義国に足場を置いて、1980年代から2000年代という

比較的長期にわたる変容を、総体的に考察することにある。

本研究の意義は第一に、この時期の欧州では、社会主義体制の崩壊やEU拡大など、社会の大きな変化とメディアの関係を研究するにあたって鍵となる事象が多く発生したことから、当該地域の総体的な分析が、メディア研究の発展に大きく貢献すること。

第二に、旧社会主義国に注目することによって、欧州メディア環境の変容に関する先行研究の知見を覆す可能性が生じること。

第三に、EUや全欧州安全保障協力会議(現OSCE)などの多国間協議による調整によっても、旧体制(社会主義)によって醸成されたメディア観が払拭されず、EUの現状に不安定要素をもたらしている要因を明らかにできること。そして第四に、メディア領域についても欧州の経験を実証的に考察することは、「東アジア共同体」構想にとって重要な貢献となること、である。

3. 研究の方法

グローバル・コミュニケーション論は、方法論として確立しているとは言いがたい。国際的なメディア秩序の再構築がもたらすメディア・システムの変容は多岐にわたる。本研究では、メディア変容を、1)時系列的分類(前記:機能的アプローチへ)と2)主題的分類(前記:制度的アプローチへ)をクロスさせることにより、複眼的な分析を行うことを目指した。

まずメディア変容を、3期に分類した。すなわち第1期、東欧社会主義体制の崩壊までの1980年代というメディア変容の芽生えの時期。そして第2期は、東欧各国で新たな放送法が制定されメディア売買劇が繰り広げられた1995年頃を中心とする混乱期。第3期は、多国間協議による国際ルールが策定され各国へ浸透した1990年代後半から2000年代である。

上記の時代区分にメディア秩序を巡る国際的・地域的論議に関する検討、EUおよびEC時代のメディア政策の再検討、国営放送の独占から公共放送・商業放送による並存体制へ移行する過程の諸問題、移行期のメディアの内容分析、という各主題をクロスさせて研究を行った。

この段階で、東欧地域研究や国際政治学の業績を援用する方法、特に小森田秋夫(2008)『体制転換と法 ポーランドの道の検証』を参照し、メディア環境の変容を促す国際的環境と、社会主義的メディア観の残存を許す国内的環境の桎梏の様相を、分析・検討した。

4. 研究成果

(1)メディア秩序を巡る国際的・地域的論議に関する検討

東欧旧社会主義国が関わる国際的なコミュニケーション秩序論議としては、EUへの加盟申請の前に、二つの経験がある。一つはユ

ネスコにおける「新世界情報コミュニケーション秩序(NWICO、東側ではNIICO)」であり、もう一つは全欧州安全保障会議(CSCE)の第3バスケットにおける論議である。NWICOにおいては、情報の「自由な流れ」(西側)と「均衡ある流れ」(東側・非同盟諸国)という二つの考え方が対立した。結局NWICOは、西側への対抗言説としての機能以外には各国の状況に大きな効力を及ぼさないまま、アメリカのコネスコ脱退・東欧社会主義の崩壊により議論の場を失ってしまった。反対に、同時代には多くの批判にも晒されたCSCE第3バスケットにおける論議は、社会主義体制崩壊後、体制の変容に貢献したとの評価を得ていった。

本研究が対象とするメディア変容の「第一期」つまり、東欧旧社会主義国で放送法が制定されていく1990年代中盤の時期は、混乱期にあった。放送法制定に前後して各国で憲法やプレス法の改正が行われ、国営放送が公共放送へ移行し、商業放送が導入された。メディアには外資が参入し、市民の排外感情が沸き起こった。東西冷戦終焉に先行して1989年にECが採択した「国境のないテレビ放送に関する命令」は、対象国の混乱したメディア政策(放送政策)に一つの冷静な指針を示していた点は重要である。

それでも、世界通信社による支配から衛星放送の普及、巨大メディア複合企業による世界市場の集中化寡占化の進行、過熱する報道競争、インターネットの普及など、コミュニケーション技術の発達に翻弄されながら、国際的なニュースの流れの不均衡は依然として重要な課題のまま解消に至っていない。

NWICO失敗の教訓すなわち、国際的な政策議論が知的道徳的議論から導かれるのではなく、地政学的な力にあるのだとすれば(Nordenstreng 2012)、メディア技術の発展に技術決定論的成果を期待するのではなく、NWICOを巡る地政学からもたらした帰結を冷静に受け止めて、新たな議論の場となったWSISを継承する必要がある(清水 2014)。

(2)EUおよびEC時代のメディア政策の再検討:EUのコンディショナリティと加盟申請国の対応を中心に

1994年のハンガリーによる加盟申請を契機として、旧東欧諸国のEU加盟申請が続いた。メディア領域、特に公共放送は最も重要な位置を占めるものとされ、基盤整備が進められた。

EUは加盟申請各国の現状を分析・評価して方向性を示し、各国への仮題を提示していった。EUが求める基準には次のようなものがある。即ち「『表現の自由』の保障」、「『国境のないテレビに関する指令(1989年、1995年指令改正)』を1998年12月30日までに実行すること」、「国家によるテレビ事業者への権限の明確化(放送監督機関の整備充実)」、「他の加盟国からのテレビ番組の受信及び再送

信の自由」、「法的保障の拡充」、「主要イベント(特にスポーツ)への公衆のアクセス」、「欧州域内制作番組の促進方策」、「欧州域内制作番組の定義」、「独立制作者の促進」、「テレビでの映画放映時期」、「テレビ広告」、「テレビショッピング」、「スポンサーシップ」、「未成年および社会秩序の保護」、「反論権の確保」などである。各国はそれぞれの課題と向き合いながらメディア状況を改善していった。UNESCOやCSCEといった過去の多国間協議と比較すると、EUのコンディショナリティは際立って強い効力をもたらした。

加盟申請各国とEU間で広く議論された要素には、「名誉棄損が刑法の対象となっていること」、「放送監督機関の独立性が確保されていないこと」が挙げられる。各国のコンディショナリティ達成度やメディア政策に関する交渉の過程には、メディア観を巡る各国の多様な認識が表出しており、東西冷戦が終結した後も残る欧州内のメディア観の新たな類型化に継承されている(D.Halin & P.Mancini, 2012, Comparing Media Systems Beyond the Western World)。

(3)国営放送の独占から公共放送・商業放送による並存体制へ移行する過程の諸問題:チェコとセルビアの比較

国営放送から公共放送への移行にはかつての国営放送に対する恐怖感・嫌悪感の程度が反映される。公共放送に課せられる義務や広告放送時間の上限などは、公共放送の自由度を測る尺度の一つとなる。同時に商業放送の導入は公共放送の制限と表裏一体をなす。

チェコとセルビアはかつて、チェコ・スロヴァキア社会主義連邦共和国とユーゴスラビアを構成したが、社会主義崩壊後にチェコ・スロヴァキアは穏健にチェコとスロヴァキアに分離した一方で旧ユーゴは民族紛争を引き起こし対照的な歴史を経験した。

【チェコからの知見】

例えばチェコでは1993年、商業放送に有利な周波数帯付与政策(連邦共和国時代に使用されていた国内最大到達周波数帯の付与・国内政策番組割り当て義務の猶予措置)が採られたが、外資導入に絡み、免許付与過程で様々な不透明な政策プロセスが発生し政治問題が頻発した。

社会主義体制崩壊に伴い新たに制定された放送法は、アナログ地上波放送の規制すなわち「周波数の希少性」を意図したもので、デジタル放送への対応に欠けていた。また公共放送評議会や放送監督機関における党派性の濃い構成などによっても放送法制定は紆余曲折を重ねた。

商業放送の開始によって公共放送の立場は弱まり財政状態も逼迫している。公共放送の財源は、実は社会主義時代に既に形成されていた「視聴料収入」「広告収入」「国庫支出」の3本柱が主なパターンを引き継いでいる。である。社会主義体制下も国庫支出を受けな

い公共放送が誕生していた事実は「国营放送」「公共放送」概念の再検討を促す。

【セルビア：Association of Independent Electronic Media, Sasa Mirkovic 氏へのインタビューなどから】

社会主義時代、旧ユーゴスラビアのメディアは他の社会主義国と同様に、放送は国家によって所有され、プレスは政党に属する機関紙であった。また自主路線時代の旧ユーゴでは、他国に観られない「移動の自由」が享受されながらも、メディアの機能は社会主義的論理に基づくものであった。

ポスト社会主義の時期に入ると、ラジオ、プレスを中心に多くのメディアが誕生したが、メディアは依然として社会主義論理に基づき、報道の独立性も不在であった。メディアの財政は政党や組織に依存し、各共和国・各派のメディアが広める自民族中心主義的主張は数多くの「正義」を生み出し、民族間の反目を生み出した。

民族紛争が激化するミロシェビッチ統治下には、社会の諸単位が軍事独裁化されメディアを含む様々な社会組織が破壊された。

他の東欧各国と比べて旧ユーゴで特徴的な点は、連邦制下の各共和国で首都（ベオグラード、サグレブ、サラエボなど）を中心とするテレビネットワークが構築されており、各共和国間では番組交換が行われるような独立性がもたらされていたことである。連邦全体に到達する周波数帯は2波あり、プライム・タイムのニュースは旧ユーゴスラビア連邦の首都ベオグラードで制作されるなど、連邦国家としての求心性はみられたが、例えばスロベニアとマケドニア間でテレビ画面に字幕が必要など、各共和国レベルの融合性は他の東欧諸国に比して低かった。

社会主義国のメディアには総じて、共産党にとっての真実性を追求することが求められる。民族紛争という重大で複雑な事態に際し、メディアは自らの存立する共和国の立ち位置から独立した活動が適わなくなる。

ポスト・ミロシェビッチ時代には、社会的合意としてEUへの加盟を目指す方向性が社会で共有されたが、旧チェコ・スロヴァキアの移行過程で活況を呈した外資参入は停滞した。国家再建は、財政が困窮した国家でもなく、外資による民間勢力でもなく、主にEUを中心とする先進国からのドネーションによってなされるしかなかった。

民族紛争の経験によって国家再建の時期が遅れたセルビアの事例から、旧社会主義国のメディア変容を巡る力学にいくつかのパターンがあることが明示される。メディア変容の後発国には、東アジアの全体主義国におけるメディア変容に近似した態様がみられることが明らかとなる。

(4) 移行期のメディアの内容分析

多様な価値を反映し、マイノリティの尊厳

に配慮した表象を実現することは、メディアの重要な役割の一つとされるが、旧社会主義国における移行期のメディアにはステレオタイプを強化し伝統的ヘゲモニーや社会的排除を強化する内容が多くみられる。マイノリティが自らを表象する機会は、主流メディアでもオルタナティブメディアでも極めて稀である。各国で制定された放送は、マイノリティへの配慮に欠け、マイノリティ保護の条項を十分に設けていない。時事問題報道だけでなく、トークショーやコメディなどの娯楽番組においても、マイノリティ表象は、非常にステレオタイプの（政治的・犯罪・人間的興味など）である。最も厳しい環境にあるのがロマ人で、人口構成比が5%を超える国にあっても、ジャーナリストやアンカーが登場することはほとんどない。

「ステレオタイプ化」と「周縁化」はマイノリティの表象に限らず、特定のエスニックグループに対するあからさまな差別表現や敵対的表現が報道の中に頻繁に見られる。1990年代初頭、メディアの報道は東中欧の民族紛争において鍵となる役割を果たした。1991年のルーマニアにおけるハンガリー系住民とルーマニア人の衝突や、1990年代の旧ユーゴ崩壊後、ボスニア＝ヘルツェゴビナ、マケドニア、コソヴォにおける民族紛争は、メディアがナショナリズム感情を扇情した結果である。また、東中欧に蔓延するロマ・ユダヤに対する敵対表現は、特に公共放送で放映される場合に深刻な問題となる。選挙キャンペーン中の敵対表現やブラック・プロパガンダは、過激な政治的ステレオタイプが長期的にネガティブな手法で使用された結果、一般国民の思考に浸透し効力を生み出す。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

清水 真「国際的な情報の流れに関する議論の再検討 - 新世界情報コミュニケーション秩序から世界情報社会サミットへ」『學苑』880号, 2014, PP27-39(昭和女子大学近代文化研究所) (査読有)

〔その他〕

清水 真「海外新聞の概況(チェコ・ポーランド・ハンガリー)」『日本新聞年鑑2012-13』, 日本新聞協会, 2013

清水 真「海外新聞の概況(チェコ・ポーランド・ハンガリー)」『日本新聞年鑑2011-12』, 日本新聞協会, 2012

清水 真「海外新聞の概況(チェコ・ポーランド・ハンガリー)」『日本新聞年鑑2010-11』, 日本新聞協会, 2011

6. 研究組織

(1) 研究代表者：清水 真 (SHIMIZU, Makoto)

昭和女子大学・人間社会学部・准教授

研究者番号: 30386445

(2)研究分担者： なし